

議案第28号

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
28号	1

提案理由（議案第28号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の施行により、本条例に定めるべき事項である家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の食事の提供の特例に関する基準が改正されたことから、基準府令である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に準じ、本条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	页数
28号	2

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)、(4)及び(5) (略)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)、(4)及び(5) (略)</p>

28号	議案
3	頁数